平成２６年（フ）第６４７号
名古屋市千種区千種３丁目24番11号　県営中道住宅１棟704号
債務者　玉井　誠司
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７０７号
名古屋市中村区烏森町２丁目13番地　やなぎパークマンションＡ－２
債務者　山口　善勝
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７５０号
愛知県海部郡蟹江町学戸１丁目179番地　グリーンハイツいとう103号
債務者　三嶋　桝男
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９号
和歌山県日高郡美浜町大字和田1138番地の182　和田Ｃ団地305号
債務者　本田健次郎
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２６年（フ）第５８号
広島県福山市久松台２丁目19番23号
債務者　小林　武彦
1　決定年月日時　平成26年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第７８号
広島県福山市東深津町１丁目９番41号
債務者　藤井　祥子
1　決定年月日時　平成26年６月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第９７号
広島県福山市東町３丁目５番19号
債務者　木村　吉宏
1　決定年月日時　平成26年６月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第９８号
広島県福山市南本庄２丁目４番27―507号
債務者　田口　　誠
1　決定年月日時　平成26年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第２３６号
北九州市若松区今光１丁目23番15号
債務者　天野　智恵
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第３１４号
東京都調布市国領町１丁目35番地26サンハイツ203
債務者　秋山　哲男
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１９７８号
大阪市平野区加美東７丁目３番21号　ローズバットフラット403
債務者　黒髪　政文
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１４号
川崎市中原区上小田中５丁目５番６―114号
債務者　阿久根玲子
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第１２２号
川崎市幸区幸町１丁目736番地14　ザ・ハウス21―103、前住所神奈川県横須賀市津久井２丁目８番１号
債務者　月山　博敬
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第１２５号
川崎市麻生区千代ケ丘９丁目12番５号　Ａ２
債務者　渡邊　直樹
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第１３７号
川崎市麻生区虹ケ丘１丁目12番５号
債務者　荻田　京子
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第１５７号
川崎市中原区木月１丁目35番13号　タナカハイツ103、前住所川崎市中原区新丸子東２丁目908番地12　アーバンホーム小杉202
債務者　白柳　正孝
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係